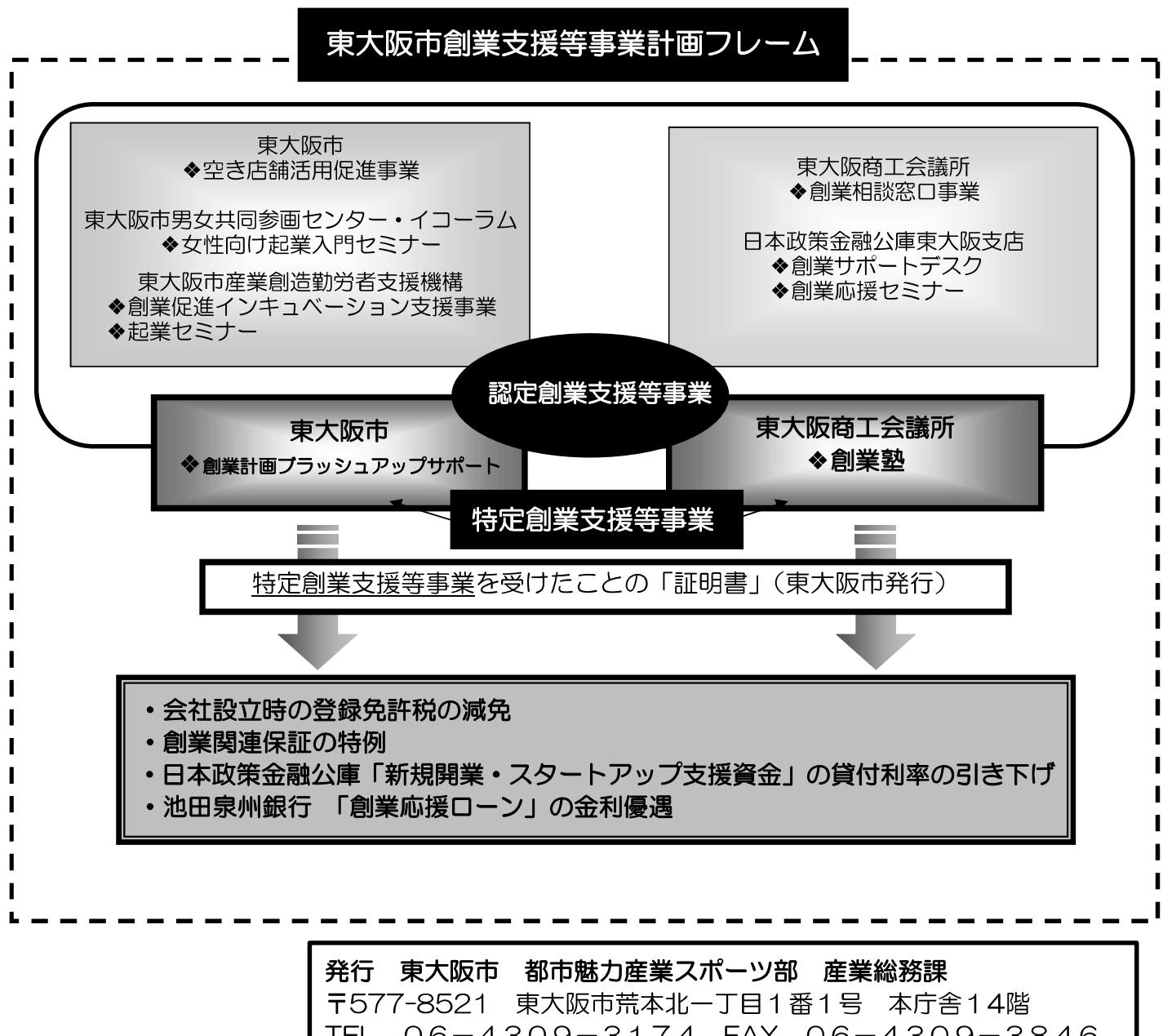


東大阪市で創業をお考えのみなさまへ

東大阪市では、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画について、国から認定を受けております。創業支援等事業計画では創業のための支援メニューを実施するとともに、専門的で継続的な「特定創業支援等事業」による支援を受けた方が本市交付の証明書を受けた場合、さまざまな支援施策を受けることができます！

東大阪市創業支援等事業計画について

東大阪市と創業支援等事業に実績のある東大阪商工会議所、日本政策金融公庫東大阪支店をはじめ、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構などの認定連携創業支援等事業者と協働し、創業相談窓口や創業セミナーの開催などを実施いたします。創業をお考えの方はぜひご利用ください！



「特定創業支援等事業」とは？

市町村が策定し、国の認定を受けた創業支援等事業計画のうち、「経営・財務・人材育成・販路開拓」の知識を習得できるように継続的に行われる支援事業を「特定創業支援等事業」と定めています。

「特定創業支援等事業」を受けた方が本市交付の証明書を受けた場合、さまざまな支援施策を受けることができます！東大阪市では、下記の支援事業を「特定創業支援等事業」としています。

◆創業計画プラッシュアップサポート（東大阪市主催）

◆創業塾（東大阪商工会議所主催）

※開催時期・内容については、市政だより・HPなどでお知らせいたします。

また、「特定創業支援等事業」以外に創業支援等事業計画で位置付けられた認定支援メニューである認定創業支援等事業も実施しています。認定創業支援等事業は以下のとおりです。

※ただし、認定創業支援等事業を受けた場合は、「特定創業支援等事業」を受けたことの証明書は交付されません。

◆空き店舗活用促進事業（東大阪市）

◆創業相談窓口事業（東大阪商工会議所）

◆創業応援セミナー、創業サポートデスク（日本政策金融公庫東大阪支店）

◆女性向け起業入門セミナー（東大阪市男女共同参画センター・イコーラム）

◆創業促進インキュベーション支援事業、起業セミナー（公益財団法人東大阪市産業創造労働者支援機構）

「特定創業支援等事業」による支援を受けたことの証明について

「特定創業支援等事業」を受けたことの証明書の交付対象者は、次の 1 または 2 に該当する方で、「特定創業支援等事業」による支援を、「経営・財務・人材育成・販路開拓」のノウハウを身につけるため各事業の全回数を受講した方になります。

1. これから創業を行おうとする方

2. 創業後 5 年未満の方

注意事項

※2 社目以降の創業となる方(すでに経営している会社等を継続しつつ、新たに会社等を立ち上げる方)については、事業開始前であっても交付対象外です。

※法人設立前に個人事業主として活動していた法人の代表者(法人成した方)は、個人事業主として開業日から 5 年を経過していなければ交付対象となります。

(注)法人の代表者として、申請時点ですでに事業を開始されている方(法人成を除く)についても、創業後 5 年未満であれば証明書の交付対象となります。(令和 6 年 9 月 2 日から変更)

※交付手数料は無料です。

※証明書には有効期限を設けております。「令和 9 年 3 月 31 日」を有効期限としておりますのでご注意ください。

※証明書は、「特定創業支援等事業」を受けたことを証明するものであり、国の支援施策を保証するものではありません。

※証明書は即日交付ではありません。

受講回数、内容などの要件を満たした方で証明書の交付を希望される方は、「特定創業支援等事業」修了後、申請書を東大阪市産業総務課までご提出ください。

申請書は、産業総務課ホームページよりダウンロード、または産業総務課で配布しています。

「特定創業支援等事業」による証明書を受けた創業者への支援とは？

「特定創業支援等事業」による支援を受け、本市交付の証明書を有している方は、下記の支援を受けることができます。

会社設立時の登録免許税の減免	※創業前または創業後5年未満の個人の方が支援対象
◆<株式会社または合同会社の場合> 資本金の0.7%→0.35%、株式会社（最低税額15万円→7.5万円）	合同会社（最低税額6万円→3万円）
◆<合名会社または合資会社の場合> 1件6万円→3万円	
<input checked="" type="checkbox"/> 注意事項	
1. 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は <u>登録免許税の軽減を受けることができません。</u> 2. 本市交付の証明書をもって、他の市區町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、 <u>登録免許税の軽減措置を受けることができません。</u>	

創業関連保証枠の特例	※「大阪府開業・スタートアップ応援資金地域支援ネットワーク型」が対応 ※創業前または創業後5年未満の個人の方が支援対象
◆創業関連保証を利用した融資を事業開始前に申し込む場合、申込可能期間が <u>創業前2か月→6か月</u> に緩和されます。	
<input checked="" type="checkbox"/> 注意事項	
1. 大阪府開業・スタートアップ応援資金地域支援ネットワーク型取扱金融機関（大阪シティ信用金庫、京都信用金庫）を通さずに申し込んだ場合は、通常の融資限度額となります。 2. 本市交付の証明書を有する方が他市で開業された場合、本拡充メニューは他市において活用可能です。 3. 融資後3年間、取扱金融機関（大阪シティ信用金庫、京都信用金庫）・東大阪商工会議所・大阪産業局によるフォローアップを受けていただきます。	

日本政策金融公庫の「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げ
◆特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。
<input checked="" type="checkbox"/> 注意事項 本市交付の証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。

池田泉州銀行 「創業応援ローン」の金利優遇
◆創業応援ローンの金利（年1.40%）が年0.10%優遇されます。

大阪府開業・スタートアップ応援資金のご案内は裏面をご覧ください⇒

大阪府開業・スタートアップ応援資金のご案内

※制度の詳細は、大阪府金融課ホームページ「大阪府開業・スタートアップ応援資金のご案内」をご確認ください。

この制度は、大阪府内において、主に事業を開始するために必要な資金を融資するものです。東大阪市では、地域金融機関を中心に、地域の中小企業支援機関が連携・協力し継続的にサポートする「地域支援ネットワーク型」を取り扱っています。

※東大阪市の「地域支援ネットワーク型」は、取扱金融機関（大阪シティ信用金庫、京都信用金庫）・東大阪商工会議所・大阪信用保証協会東大阪支店が連携し、実施しています。

金利優遇

- ・女性
- ・若者（35歳未満）
- ・シニア（55歳以上）
- ・U-I-Jターン該当者（※）



定率より 0.2% 割引

※受付時の1年前以内に東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県）に在住していた方の府内における創業が対象。

資金名	利用資格の概要	申込可能期間	融資限度額	利率	融資期間（据置期間）	信用保証料率
開業資金	<p>これから創業または事業開始後5年未満の方</p> <p>※事業開始前または事業開始後2カ月未満の場合、必要資金の10分の1以上の自己資金が必要です。</p>	<p>事業開始2カ月前から（個人で事業を開始する場合は、事業開始1か月前から）</p>	3,500万円	年1.4% (固定金利)	10年以内 (12カ月以内)	年1.0%
地域支援ネットワーク型	<p>これから創業または事業開始後1年未満の方</p> <p>※主たる事業所の所在地が地域支援ネットワーク型取扱地域内であることが必要です。</p> <p>※創業前または事業開始後2カ月未満の場合、必要資金の10分の1以上の自己資金が必要です。</p> <p>※開業後1年以内（開業時を含む）に日本政策金融公庫の貸付を受け、利用中の方は開業後5年未満まで利用可。</p>	<p>事業開始2カ月前から（個人で事業を開始する場合は事業開始1か月前から）</p> <p>※「特定創業支援等事業」を受けたことの証明書を有する場合、事業開始6カ月前からに拡充されます。</p>	3,500万円	年1.2% (固定金利)	10年以内 (12カ月以内)	年0.5%